

Title	丹後国宮津藩の溜入について
Sub Title	A prison ("Tameiri") of the Tango Miyazu Domain
Author	神崎, 直美(Kanzaki, Naomi)
Publisher	慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会
Publication year	2002
Jtitle	慶應義塾大学日吉紀要. 人文科学 No.17 (2002. 5) ,p.238(19)- 213(44)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10065043-20020531-0238

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

丹後国宮津藩の溜入について

神崎 直美

はじめに

近世日本の刑罰は、応報主義的なものが主流であるが、近世の中・後期には、犯罪者を拘禁して、強制労働を科しながら、教化・改善をめざす刑罰が見られるようになる。これを、徒罪^{づさい}、徒刑^{とけい}、溜長屋人^{ため}などと称す（以下、本稿において、右のような刑罰一般について述べる場合は、徒罪という名称を代表として用いる）。

丹後国宮津藩は、松平「本庄」家（譜代、七万石）の治世下において、右のような教化・改善を目的とした徒罪を採用した。当藩ではこれを溜入と称している⁽¹⁾。

徒罪に関する個別研究が未だ乏しい現在において、当藩が溜入を採用していた事実を確認したことは、新たな採用事例の発見としての意義がある。それに加えて注目したいことは、宮津藩の徒罪は他藩からも評価されるべき実質を兼ね備えていた点である。

宮津藩の徒罪についての説明は、現在のところ史料的な制約が存するものの⁽²⁾、本稿では、現時点で確認できた諸点から、その創設と変遷について、ここに明らかにしたいと思う。

(1) 「溜入」に類似した名称としては、岡山藩の「溜長屋入」がある。岡山藩の徒罪に関する論文は、拙稿「岡山藩の徒刑について——溜長屋入の創設と廃止——」〔国史学〕第

一七四号、平成十三年）がある。なお、いわゆる徒罪という刑罰については、藩により様々な呼称が用いられている可能性がある。それゆえ、研究の折には徒罪・徒刑という名称にのみ注目するだけではなく、拘禁刑としての実質に留意する必要がある。これにより、いわゆる徒罪を採用していた藩を、新たに確認することが可能であると思われる。

(2) 宮津藩政を知るにあたり有効な史料としては、京都大学文学部古文書室が所蔵する「丹後宮津藩記録」(三〇一点)が存する。しかしながら、閲覧の問い合わせをしたところ、この史料は、原史料の閲覧は不可であった。また、当史料はマイクロフィルム撮影がなされているものの、閲覧用機材が整っていないため、現在のところは閲覧ができないという返答であり、断念せざるをえなかった。

そこで今回の検討は、藩側の史料としては京都府立総合資料館が所蔵する「宮津藩政記録」を用い、その他に丹後郷土資料館が所蔵する地方文書、および既刊の地誌類を素材とした。

1 溜入の創設

宮津藩が溜入の創設を検討したのは、文化十四年(一八一七)六月のことである。これは、藩主松平宗発むねあきの治世下である。宗発は幕府において、奏者番・寺社奉行・大坂城代・京都所司代・老中を歴任した有能な大名である。藩主に就任したのは文化五年(一八〇八)、その時二十五歳であった。⁽¹⁾溜入の創設に関わった人物として、藩主宗発と当藩の藩儒である沢辺北溟きたが指摘できる。沢辺は、皆川淇園門下で「山陰の宿儒」として名をはせた人物である。宮津藩においては、文化五年に「御側御用人儒者」となり、藩主宗発の「文学御相手」を勤めた。宗発が藩主に就任した当初から、沢辺はその身近に勤めていたのである。沢辺は宗発よりも二十歳年上であり、当時四十五歳であった。同七年(一八一〇)からは、藩財政にも関わるようになる。宗発は沢辺の政策手腕も評価して、藩政に重用していた。つまり宗発は、藩主として藩政にたずさわるにあたり、沢辺をおおいに頼りにしていたのである。

溜入を採用した様子については、沢辺の著作『老のくり言』から窺える。『老のくり言』とは、沢辺が文政五年（一八二二）に当地で勃発した百姓一揆の責任を負い、退任・蟄居したその翌年に、それまでのいきさつをまとめたものという。⁽³⁾その内容は、沢辺の宮津藩政における足跡をまとめたものである。沢辺は、文化十四年六月二日の条で、溜入について次のように記している。⁽⁴⁾

同（文化十四年：筆者註）六月二日、博奕之御制禁兎角不参届候付、溜小屋被仰付、博奕之者右溜へ入置候御法取調并ニ場所等之義被仰付候

右によると、博奕の禁止を命じているが、一向に徹底しないので、溜小屋を建設するという命令がでた。そして、博奕犯を溜小屋に収容するための法を整備すること、ならびにその収容場所を検討するよう命じられたという。命じられたのは、これを記した当人の沢

辺である。沢辺に溜入の創設を命じた人物は誰なのかということとは、ここには具体的に記していない。しかし、前述したような、宗発と沢辺の極めて緊密な関係からは、宗発が沢辺に命じたと考えるのが妥当であろう。なお、宗発は六月二日当時は江戸に在府していた。⁽⁵⁾宗発は、江戸から溜入に関する命令を出したのである。

『老のくり言』に見られる溜入についての記述は、実に簡単なものである。しかしこの記述から、次のようなことが確認できる。第一に、当藩は博奕犯の刑罰として、溜小屋に拘禁する刑罰を採用したことがある。第二に、当藩において溜入の採用を検討したのは、文化十四年六月だったことである。第三に、溜入の創設は沢辺がその著作に特記するほどのものであった。それは、沢辺が溜入の創設を、藩政にとっても、そして沢辺の事跡としても重要なものであると、認識していたことに他ならない。

右の記述により、溜入の実現に向けた具体的な計画

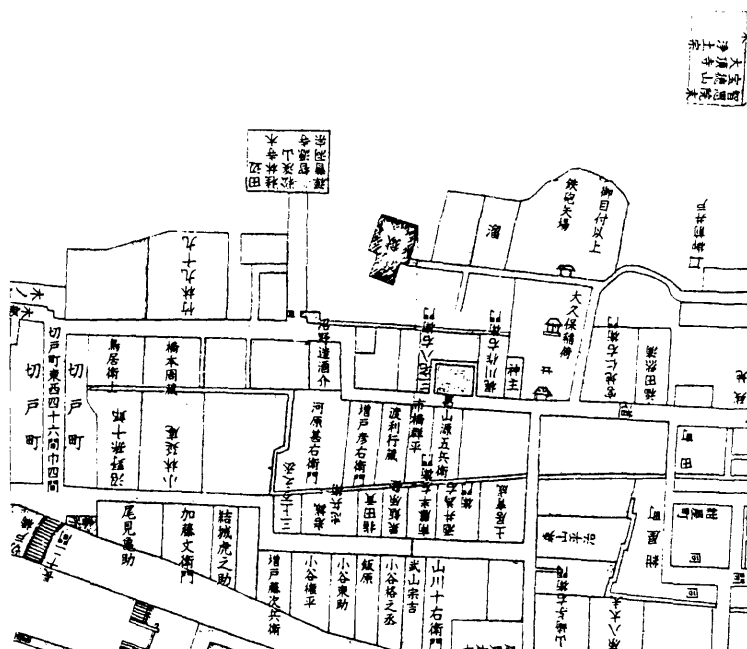
を、沢辺が構想したことが確認できた。もともと、この記事のみでは、溜入の採用について、その口火を切った具体的な当事者が誰なのかということは不明である。しかしながら、その可能性としては藩主宗発、そして藩主に政策などを進言する、まさに知恵袋である藩儒、すなわち沢辺があげられよう。文化十四年当時、宗発は三十四歳、一方、沢辺は五十四歳であった。⁽⁶⁾ いずれもその学識や、広い人脈から、徒罪というものの有効性を認識している可能性は、両者共に十分に存する。

ところで、沢辺は溜入の創設にあたり、溜入に関する法の整備と、その収容施設を開設する場所を検討するよう命じられた。このうち、文化十四年の法については、現在のところは確認していない。収容施設の場合も、文化十四年時についての位置を示す史料は、確認していない。しかし、その後、ずっと時代が下るが弘化二年（一八四五）に作成した宮津城下絵図に、溜⁽⁷⁾が確認できる。これは、城下の南西のはずれの大久保

に位置する。溜は獄の近くに設置している。

溜入は、博奕犯や軽犯罪者を収容する施設であるから、従来から存する獄の近隣に設置するのは、極めて自然である。このような施設を町中に新たに設置することは、住民感情から何かと支障が生じて困難である。また、土地の確保は、既に人家が立ち並ぶ町中ではむずかしく、むしろ城下のはずれならば可能であろう。そのため、溜は城下のはずれに設置したのである。文化十四年に沢辺が開設場所を検討したのも、この位置とみなしてよからう。

さて、次に溜入の実施状況についてみてみよう。これについては、川向村及び白柏町の町名主を勤めた三上氏の公用日記に存する。⁽⁸⁾ 溜入は専ら博奕犯の刑罰として採用されている。文政十一年（一八二八）六月に、当年の春に博奕の宿を科した罪により、獵師町の甚助が三十日の溜入の判決を受けた。甚助が所属する組合の者と組頭・支配名主・月番名主は、甚助を連行して町役所に出頭することを命じられている。



宮津藩の溜

上図の中央からやや右上に溜がある。これは城下の西のはずれに位置する。(「弘化二年宮津城下絵図」より)

同年六月六日にも、博奕を打った川向町の喜平治が三百日、藤兵衛・嘉兵衛等が百三十日、清八・亀蔵が百十日、両七・五郎四郎等が百日の溜入を命じられた。さらに、同年六月十六日に、同じく博奕を打った罰として、獵師町の政蔵・源四郎・清蔵・他九人が十日の溜入を命じられた。同年七月二十四日には、手慰みの宿を貸した獵師町の清兵衛が三百日、伊兵治・他三名が手慰みをしたことにより百十日、佐兵衛・他三名も同じ罪状により百日の溜入を命じられた。

右の事例で確認できる溜入の期間は、十日・三十日・百日・百十日・百三十日・三百日であった。これによると、溜入の日数は十日単位で一等級としていたものと思われる。

(1) 宗発の事跡をまとめた史料は、舞鶴市立西図書館所蔵糸井文庫の「本庄家譜」(冊六)——32、33、34(マイクロフィルムNo.90—51・52・53)である。この家譜は本庄家が編纂した歴代の正史である。なお、『宮津市史』史料編第二卷(宮津市史編さん委員会編、平成九年)六六―七一頁の「本庄系譜」にも宗発に関する記述がある。この系譜は、幕府に提出したものである。(右の両史料の説明は、いずれも『宮津市史』史料編第二卷の解説、一七頁による)。

(2) 沢辺北溟については、與謝郡役所編『京都府與謝郡誌』下卷(昭和四十七年、名著出版)一一七四―五頁、笠井助治著『近世藩校に於ける学統学派の研究』上(吉川弘文館、昭和四十四年)八三七頁、『宮津市史』史料編第二卷、解説二―一二頁、柴田純著『江戸武士の日常生活―素顔・精神・行動―』(講談社選書メチエ一九六、平成十二年)二〇五―二二頁に紹介されている。

(3) 『宮津市史』史料編第二卷、解説二二頁による。

(4) 右同、四二八頁。

(5) 舞鶴市立西図書館所蔵糸井文庫「本庄家譜」(宗発朝臣之譜第三)〔冊六〕——32、マイクロフィルムNo.90—51〕に、文政十四年六月についての記録がある。

(6) 宗発の年齢は、註(5)の史料によると公には三十六歳、実際には三十四歳という。本稿本文中では、実際の年齢を記した。

(7) 宮津城下絵図とは、『宮津市史』史料編第三卷(平成十一年)、付図の「1 弘化二年宮津城下絵図(解説図)」のことである。

(8) 本節の以下の事例はいずれも、文政十一年八月「日記(川向町名主役諸事控帳)」(丹後国与謝郡宮津元結屋三上家文書、史料番号二・A—Ⅲ・四、宮津市役所教育委員会市史編さん室所蔵紙焼製本史料・三上家文書 四)による。史料番号は、京都府教育委員会『京都府古文書調査報告書 丹後国与謝郡宮津元結屋三上家文書』(昭和六十三年)による。三上家については、報告書に詳細な説明がある。なお、『宮津市史』に当家の日記の一部が翻刻されているが、当該部分は活字化されていない。

2 天保期における溜入の適用とその効果

宮津藩の溜入は、天保期にも継続して採用され、着実に効果をあげていたようである。当該期に溜入を適

用した事例を、引き続き三上氏の公用日記から見てみよう。まず、天保四年（一八三三）の事例である。⁽¹⁾

町奉行手附

物書・小頭ハ当人之心得

二月廿八日、伊根屋長四郎溜入、出精ニ付御免被仰付、当春御厳法ニ付、御札廻り左之通り、

両町奉行

是者名主・組頭兩人引連
御札ニ参候

御目附月番

町奉行手附

是者名主了簡之上引連参候

御徒目附

忝人

溜掛り役

是者組頭引連参申候
名主者参り不申候

下目附

忝人

溜掛り役

町奉行物書

右同断

物書・小頭者当人之心得と申候

町小頭

〔貼書〕
溜御免御札として

両月番

勤助殿

参り不申

儀兵衛

両奉行

御目付月番山田遊馬

御徒目附・下目付溜懸り斗

是書付、御手前
林鹿右衛門様
参り申候

まず右の記録について、簡単に説明しておこう。溜入に服していた長四郎が、改心して仕事に励むようになったので、溜から釈放することになった。釈放する際には、「当春」すなわち天保二年の春から、釈放者の町名主や組頭が、両町奉行をはじめとする領主側の役人らにお札廻りをするようになった。そして、その際に札をいう主体とそれを受ける対象について、具体的に記したのである。

この記録から注目すべき点は、第一に溜入の適用により、勤労意欲を回復した者が存した点である。つまり、溜入が効果をもたらしていたことが確認できるのである。第二に、溜から釈放する折には、町名主らが関係者にお札廻りに赴くことが、義務づけられていたことである。溜という刑罰が、単に応報的な刑罰ではなく、教化・改善を目的とした仁恵の措置ゆえ、出

所した折には、領主側の関係者に対して、町名主らがお札に出かけたのであろう。

同年の溜入⁽²⁾についての事例を、もう一つあげておこ

六月廿一日朝六ツ半時、左之人数呼出

藤兵衛後家宿致候ニ付、川向町塩屋藤兵衛後家

二貫文過料追込もと

はりま屋与助兄新介宅ニて新助漁師町播磨屋

留守中ニ宿致候ニ付、四百日溜入与助

嘉平百日溜入同町田辺屋

七五郎式百日溜入同町森本屋

七五郎七五郎

和平二式百日溜入同町丹波屋

和平二和平二

半兵衛先達而吟味牢へ入り候同町□屋

ニ付先日承知印ニて御呼出御座半兵衛

候得共今日者呼出無御座候

右組合式人

同組頭

支配名主

月番名主

右之者、明十四日六ツ半時召連、役所へ可罷出候、尤印形持参之事、

六月十三日

町役所

右、博奕致候ニ付、是迄ニ御吟味相済ニ付、承

知印形致候、

塩屋庄二郎、隣ニ居中、組頭相勤居

ニ付、追込、其上五百文過料、

大黒清六、向ニ候所、組頭役致居候

付、追込、過五百文、

五百文過料 山良屋喜平二、隣

五百文過料 傘屋平兵衛、向

この記事は、博奕犯および博奕の宿を貸した者が摘発され、その者たちを町役所に連行するための召還状に、各自の処分を書き加えたものである。町奉行が召還状を作成した日が六月十三日、出頭する日は翌十四日、判決結果を知らせる為に呼び出した日が二十一日である。

溜入は博奕犯およびその宿を貸した者に対して科す刑罰として適用している。但し、宿を貸した者が女性の場合は、溜入は科さず過料と追込にしている。これは、溜入とは男性に科す刑罰であり、女性には適用しなかったからであろう（この点については、本稿3で後述する）。一方、博奕の宿を貸した者に対する連帶責任として処罰される向三軒両隣の者には、追込や過料を科している。

なお、この事例では具体的に博奕を打った者の溜入として、一〇〇日と二一〇日、博奕宿を貸した者には、四〇〇日の收容期間が確認できる。

博奕犯ならびに博奕の宿を貸した者、およびその関係者を処罰した事例は、天保七年（一八三六）にも存する。⁽³⁾

天保七年申二月廿一日、申談、

助五郎、正月三日大野屋藤七方にて
博奕致、組頭相勤甚不埒候、
依之組頭役取上、式百五十日溜入、

杉末町小倉屋

助五郎

藤七宿致候、其上連中

三百十日溜入

同町 大野屋

百日溜入

同 瓦屋 藤七

百日溜入

同 河部屋 清三郎

百日溜入

同 大嶋屋 藤助

宿藤七隣家二付

同 清左衛門

五百文過料

同 万十屋 清助

宿向二付

五百文過料

同 小間物屋 ゆし

右も、博奕犯と博奕の宿を貸した者が溜入となり、博奕宿の近隣の者が連帶責任として過料となった。溜入の期間は博奕の宿を貸した上、博奕にも加わった者が三一〇日、組頭という立場にありながら博奕を打った者が二五〇日、その他の博奕犯は一〇〇日であった。

以上の、三つの事例から、天保年間においては、当地では溜入が引き続き適用されていたこと、溜入により改心する者がおり効果が認められること、溜入は博

突の宿を貸した者や博奕を打った者など、博奕に直接関与した者に対する刑罰であり、その連帯責任を問われる者に対する刑罰としては過料などが採用されていたこと、そして釈放の際には町名主らがお礼廻りをしたことが明らかとなった。

次に、天保期の宮津藩の溜入に関する、他藩から見た評価を示しておきたい。天保期において、宮津藩の溜入を高く評価し、これを手本にすべきであると考えたのは、幕府老中を勤める水野忠邦の領国である浜松藩である。当時、浜松藩も徒罪を採用していた。⁽⁴⁾しかも、浜松藩は徒罪を、浜松に転封する前の領国である唐津藩の頃から採用していた。宮津藩の溜入が、当時、徒罪を採用している藩から、手本とすべきものと評価されたということは、宮津藩の溜入が、実に有効に機能していたことを証明するものに他ならない。

宮津藩が溜入を採用していたことについては、浜松藩の「戸律断例裁旨」九巻に記載が見られる。これは天保十四年（一八四三）四月の記事で、次のような記

述である。⁽⁵⁾

丹後宮津ニ而は、博奕打、其外少々宛之罪は、悉く徒ニ被仰付、年数を経候而当時ハ下方居合宜敷、都而御仁恵ニ服し候由、良有司之所為之趣、

浜松

御領中も右様仕度心掛罷在候儀ニ而（下 略）

浜松藩は、浜松領内における当該刑罰のことを徒罪と称しているので、宮津藩に存する同様の刑罰についても徒と称している。この徒こそが宮津藩における溜入のことなのである。

右の記述から確認できることは、第一に宮津藩の溜入は、博奕犯の他に軽犯罪者に対する刑罰であったこと⁽⁶⁾と、第二に溜入を採用してから年月を経た当時においてその効果があり宮津藩の領民が改善していること、第三に領民が改善したのは、溜入の採用という藩の仁恵の措置に服したゆえであるということ、第四に浜松

藩領内においても宮津藩のようにすべく心がけようとした点などである。⁷⁾

これらの諸点は、浜松藩という他者から見た宮津藩の徒罪についての認識であった。簡単な記述ではあるが、当時、浜松藩が、宮津藩の徒罪を領民の改善のために有効なものとして、高く評価していたことが窺える。

なお、天保十四年当時の宮津藩の藩主は、宗秀に代替わりしていた。溜入を創設した宗発は、その三年前の天保十一年（一八四〇）に没している。新たな藩主宗秀は、先代が創設した溜入を、襲封直後は引き続き採用していたのである。この継承によって、領内において博奕犯や軽犯罪者が減少し、溜入は充実した成果をもたらしていたのである。天保十四年において、宮津藩の溜入は、領民の風紀改善に対して有効な政策だったのである。

(1) 『宮津市史』史料編第三巻、一一九～一二〇頁。原史

料名は、天保二年正月「名主役日記扣」（史料番号四・A・Ⅲ・一）。宮津市役所教育委員会市史編さん室紙焼製本史料、三上家文書 十四。

(2) 右同書、一二二～一二三頁。

(3) 右同書、一三九頁。

(4) 水野忠邦藩主時代の浜松藩における徒罪の採用については、拙稿「浜松藩の徒罪―水野忠邦による藩政の一斑―」（『法史学研究会会報』（明治大学法学部）第六号、平成十三年）にまとめた。

(5) 國學院大学図書館所蔵「戸律断例裁旨」（『諸帳面』架号VI―二二一六、水野忠欽氏旧蔵図書）九卷―三三「天保十四年四月―婦人并穢多・非人共博奕打候もの共、紡績并菓細工、其外手業為致候ニ付、取扱方相伺候書付」

(6) ところで、第一に指摘した溜入を適用する対象者については、文化十四年の記事では博奕犯とあり、一方、天保十四年の記録には博奕犯と軽犯罪者というように、若干の差異がある。このように対象が変化したのはいつ頃かなのか特定することについては、今後の課題としたい。

(7) この「戸律断例裁旨」の記事によると、浜松藩は徒罪を領主から領民に対する「御仁恵」の措置と認識してい

ることが、確認できる。徒罪と類似するものとして、幕府の人足寄場がある。無宿・野非人の授産・更生を目的として発足したこの制度は、幕府による「御仁恵」の措置であつた。徒罪と人足寄場との相互関連性も、今後検討すべき課題であらう。

3 嘉永・安政期における溜入の状況

宗秀が藩主に就任した後も継承されて、その充実した効果が世に評価されていた溜入であるが、その後、様子がかわってくる。嘉永五年（一八五二）頃には、博奕犯や軽犯罪者に対する刑罰として溜入を適用しなくなつてゐた。溜入を採用した文化十四年からは、もはや三十五年の年月が流れ、浜松藩がその充実した効果に注目した天保十四年からも、既に九年がたつてゐた。

宮津藩領の丹後国与謝郡算所村の庄屋を勤める西原氏が、嘉永五年四月六日の「御用帳」に、次のように記している。⁽¹⁾

以廻状申達候、然は博奕賭之諸勝負御法度之儀は、前々被 仰出有之、何れも相弁候事ニ可有之候得共、近年溜入等も不申付候ニ付而ハ、自然相緩心得違之者も有之哉ニ相聞、不埒之至ニ候、右ニ付、此度改而御役人共へ被 仰付候義も有之、嚴重之御取計可有之、以後心得違無之様可致候、右之段被仰出候間、末々迄急度可申付置候、以上、

四月六日

大野平右衛門

（傍点筆者）

博奕や賭け事については、以前から禁止しているが、近年はこの違反者に溜入を科さなくなつてゐた。その結果、風紀が弛緩して博奕に手を染める者がいるということである。これは不心得なことである。そこでこの度、役人たちに博奕や賭け事を嚴重に取り締まらせて、以後、不届きな行爲がないようにしようというのである。

溜入を適用しなかったために、不心得者が生じたということは、溜入を適用していた当時は、それによって不心得者が少なくなっていたということである。すなわち、溜入はその採用当時、不心得者を減少させる効果が確かにあったのである。しかしながら、このように効果があつた溜入を、嘉永五年当時にはなぜ適用しなくなっていたのだろうか。その原因については現在のところは不明である。なお、嘉永七年（一八五四）四月にも、同じ趣旨の通達があり、溜入の廃止は依然として続いていた。⁽³⁾

ところでその後、安政年間には、溜入を積極的に採用したことが確認できる。これは、「三廳小則」という、宮津藩の刑事関係史料による。三廳とは町奉行・寺社奉行・郡奉行のことである。収載してある史料は、嘉永年間の年記をもつものが主である。この附録として文末に「町在博奕打候者御咎筋向後左之通取極」が収載してある。年記を欠くが、安政二年（一八五五）に制定したものである（この年代の根拠につい

ては後述）。これは博奕や賭け事を行なった者に対する刑罰に関する取り決めである。その構成は、博奕宿・博奕犯・軽い賭け事の三つに大別した上で、それぞれの当事者と連帯責任を負わさせる者について、処罰を具体的に掲げている。博奕への関わり方や前科の度数によって、刑罰を細かく規定している。刑罰は溜入の他に、過怠牢・所払・敲・過料・叱り・急度叱りなどが見られる。長文であるが、その全文を次に示しておこう。⁽⁴⁾

一 博奕筒取竝宿

初度 三百日溜入

式度目 六百日溜入

三度目 百日過怠牢之上五百日溜入

但、過怠牢中鹽氣斷

四度目 敲之上、住所之最寄村々構所拂

但、筒取竝宿之者連中に加り

候共、別段之科ニ不及本文之

通

一 悪養竝出目博奕ニ准し候者、其外巧ミ候様有之品

重キハ 六百日溜入

一旦博奕いたし溜入、其後博奕宿いたし候者

四百五十日溜入

一 亭主近所に罷出留守中女房宿いたし候者

亭主 三百日溜入

一 博奕候者

初度 百日溜入

式度目 二百日溜入

三度目 過怠牢百五十日

但、鹽氣斷

四度目 所払

五度目 敲之上、住所之最寄村々構所払

但、手出しハ不致共、其場ニ

居合候もの、連中同様之咎

一 博奕宿町方向三軒両隣

過料錢三貫文

但、明屋物置等有之家居隔居候得者咎不及

一同断在方五人組

過料錢三貫文

但、家居隔居候得者無構

一 町方組頭

在方庄屋 過料錢貳貫文

一 在方年寄 過料錢壹貫文

但、時ニ寄大庄屋・名主叱

り、又ハ急度叱り

一 寶引歌かるた宿 百日溜入

女は五貫文以上之過料

但、過料難差出者ハ押込

一 輕賭之寶引読かるた打候者

五十日溜入

女ハ三貫文以上之過料

但、前同断

一同宿町方向三軒両隣

過料錢貳貫文

但、明屋物置等有之家居隔居候ハ、不及咎

一同断在方五人組

過料錢貳貫文

但、家居隔候ハ、無構

一町方組頭

在方庄屋

過料錢壹貫文

一在方年寄

過料錢五百文

但、時ニ寄大庄屋・名主叱り、又ハ急度叱り

右、宝引読かるたも、其節之始末に寄、一同博奕

同前之咎、以上、

右の記載から、注目すべき点を指摘しておこう。第

一に、溜入は博奕宿・博奕犯ならびに宝引き・歌かるた・軽い賭け事など、実際に博奕に関わった者に対す

る刑罰と規定した点である。これらに対して、連帯責任として処罰される向三軒両隣や五人組、村役人などには主として過料を適用し、決して溜入を科すことはなかった。

第二に、溜入の收容期間についてである。ここでは、六種類の期間を設定していた。それは、一〇〇日、二〇〇日、三〇〇日、四五〇日、五〇〇日、六〇〇日などである。いずれも、收容期間が極めて長期に亘っている。

第三に、溜入を他の刑罰と併用する場合があることである。博奕の筒取並びに宿を貸した三犯に対し、一〇〇日の過怠牢と五〇〇日の溜入を設定している。このように、二種類の拘禁刑を併用する事例は、現在のところ管見では他藩に例を見ない。

第四に、溜入は男性に科す刑罰であり、女性には適用しなかったことである。例えば、亭主の留守中に妻が博奕の宿を貸した場合は、妻本人ではなく亭主がその代わりに三〇〇日の溜入になる。これは收容期間が

長期に亘り、厳しい措置である。

なお、宝引・歌かるたの宿を貸した場合、男性は一〇〇日の溜入であるが、女性は一五貫目以上の過料、万一過料が支払えない場合は押込である。軽い賭けの宝引きや読みかるたを打った者は、男性は一五〇日の溜入であるが、女性は一三貫文以上の過料、支払えない場合は押込であつた。すなわち、溜入は男性には科すが、女性には科さず、その代わりに過料や追込といったより軽い刑罰に代替したり、夫が代わりに溜入になつたのである。

以上に見てきた「町在博奕打候者御咎筋向後左之通取極」の博奕犯・博奕宿ならびに賭け事に関する刑罰の取り決めは、当事者とその地縁的な関係者全員に及ぶ、極めて詳細な規定であつた。これは、当時、当地の町や村に蔓延していた博奕に対して、藩当局が徹底に対応しようとした、積極的な姿勢の表れといえよう。

ところで、安政五年（一八五八）六月七日に、郡奉

行から一つの通達がなされる。これは「去卯年」すなわち安政二年（一八五五）に決定して通達した博奕犯についての処罰に対して、追加するものであつた。溜入に関する補足は、次の通りである。⁽⁵⁾

一 亭主近所江罷出留守中、女房宿いたし候者亭主

三百日溜入

是ハ遠近之境難相分ニ付、他出有之有無ニ而

相定可申事、

但、亭主他出留守ニ無相違候ハ、女房宿之

咎、亭主無構、

安政二年時の決定では、夫が近所に出かけて留守の時に、妻が博奕の宿を貸した場合に、戸主を三百日の溜入にすることとした。しかし、「近所」ということでは、どの程度の範囲を近所とすればよいのか、その境界を設定するのが困難であることが問題になった。そこで、夫が「他出」すなわち所在が村外である場合

には夫は責任を問われず無罪としたのである。つまり、夫が妻の行動を実際に監督できる範囲にいたかどうかということを、処罰の目安にすることにしたのである。

ところで、右の「一亭主近所江罷出留守中、女房宿いたし候者亭主 三百日溜入」という部分は、前述した「町在博奕打候者御咎筋向後左之通取極」に全く同文が存する。しかも、この記事の文末には、「但、本文是ハ書之分去卯年伺書之ヶ条江、朱書ニ而書加へ有之候事」とある。⁽⁶⁾つまり、安政五年の決定とは、安政二年の決定事項についての補足である。したがって、「町在博奕打候者御咎筋向後左之通取極」は明確な年期を欠いていたが、安政二年に決定したものと確定できるのである。

さて、ここで溜入を実際に適用した事例をみてみよう。それは、町奉行を勤めた塩田氏の手記に存する。溜入に処せられたのは、職人町に住む佐渡屋六治である。安政五年のことであった。六治は溜入において大病

を煩ったため、その措置について検討した記事である。ここに一連の当該記事を紹介しよう。⁽⁷⁾

同（十月―筆者註）四日晴

職人町佐渡屋

六治

右之者、溜入被仰付居候處、大病之旨小頭より申出、御目付重兵衛へ相合、御用人左門へ相達、宿元へ下ヶ遣候様取計可申旨、伝平へ申談、跡より願書可差出旨申談置、

同（十月―筆者註）七日晴

一溜入中佐渡屋六治大病ニ付、暫時溜入御免願、忝莫助願書ニ致出者、容鉢書相添指出し候ニ付、猶又当役添書いたし、月番御用人達、

同（十一月―筆者註）十九日雨

一 京海屋 佐渡屋六治

右之者、溜入被仰付居處、大病ニ付、宿元へ下ヶ遣候處、昨夕病氣いたし候旨、小頭々届出、月番御用人へ相達、町同心見届候差遣、

同(十一月―筆者註) 廿日雨

(略)

一溜入佐渡屋六治見届、同心昨日罷越引取、口書

小頭差出

まず、前半の十月の記事である。六治は溜入に服していたが、そこで大病を煩ってしまった。そこで宿元すなわち身内のところに、病氣が治癒する迄の間、一時的に帰宅させることにした。その際の手続きとして、身内に引き取り願いを提出することを促した。身内として六治の息子の莫助が願書を提出したので、それに容体書と当役の添書を揃えて月番の用人に提出した。六治の一時出処を検討したのは十月四日、それに必要な書類の準備が完了して提出したのが同七日で

あった。すなわち、書類の準備に三日かかったのである。

後半の十一月の記事は、同十九日の記事によると、宿元に戻って養生していた六治が、昨夕(十八日)から再び病氣になったという。二十日の記事では、同心が六治の病状を確認するために来訪したことが記してある。

この事例により、溜入の際に、大病になったならば、一時帰宅をさせていたことが明らかである。⁽⁸⁾この理由としては、溜には重病人を治癒するための十分な人的・物的設備が整っていなかったこと、または自宅療養の方が身内による周到な看護が期待できることなどであろう。一時帰宅を認めて養生をさせることに配慮した点は、通常の牢とは全く異なっている。

さらに、溜に入所していたものの、その身内の者が病氣になり、扶養の必要が生じた場合にも、一時帰宅を認めていた。これは、安政六年(一八五九)八月、温江村の水吞百姓徳右衛門(五十一歳)の事例から確

認できる。徳右衛門は「溜入被 仰付罷在候処、老父大病ニ付、看病中溜入御免婦村被罷在候而（下略）」というように、老父が大病を煩った為、看護のために溜から釈放されたのである。⁽⁹⁾藩側は、刑に服することよりも、親の扶養を優先させたのである。これは、溜入とは教化・改善をめざした刑罰だからこそその措置といえよう。

(1) 京都府立丹後郷土資料館所蔵、西原家文書・嘉永五年（一八五二）二月吉日「御用帳」四月六日の条、架号西原利夫文書資料・近世E村（行財政）1。

(2) 溜入を中断したことの原因について、現在のところ史料としては確認していない。しかしながら、溜を運営するには、収容者の生活費をはじめとする経費が必要であり、藩にとってはこの費用の捻出は負担となる。現在のところ推測の域を脱し得ないが、溜の中断は、財政上の問題が可能性として考えられる。

(3) 嘉永六年「触并願書等（十九通）」のうち、寅四月二日の触（三上家文書、史料番号A―Ⅲ・二五、宮津市役所

教育委員会市史編さん室紙焼史料（未製本分）。

(4) 『丹後宮津志』（昭和六十年復刻、臨川書店）三二三頁。当該部分は「三廳小則」の附録として、その文末に収載されている。「三廳小則」は、『京都府與謝郡誌（上巻）』（昭和四十七年、名著出版）にも収載してあるが、附録の部分は掲載していない。

(5) 『宮津市史』史料編第二卷（宮津市史編さん委員会編、平成九年）「口上覚」八八〇頁。この「口上覚」は、京都府立総合資料館所蔵、宮津藩政記録「臨時留」架号七八―三（マイクロフィルムNo 0260）に収載されている。

(6) 右同書、八八一頁。

(7) 東京大学法学部法制史資料室所蔵「宮津藩奉行勤行手記」（甲二―四〇〇〇）。当史料は、全七冊からなり、溜入についての記録は三―安政五戊午年に存する。

(8) 溜入に服していた時に病気になった場合、一時帰宅を認められていたことが窺われる事例をもう一つあげておこう。文政十三年（一八三〇）八月十二日の「乍恐口上覚」（三上家文書、本稿1の註（8）の史料に収載）に、博突により溜入に服していた山田屋弥兵衛が、「病氣全快仕候

ニ付、帰溜被 仰付候」という記事がある。一時帰宅して
いたからこそ、このような命令が出たのである。

(9) この記事は、「臨時留」(京都府立総合資料館所蔵、宮
津藩政記録、架号七九(マイクロフィルムNo 0260)
に、口上覚として収載されている。なお、「臨時留」の安政
六年の記事は、翻刻されていない。

4 慶応期における溜入の状況

慶応元年(一八六五)閏五月に、博奕犯に関する新
たな処罰が提案された。これは、郡役所の「諸伺支配
願書留」に「口上覚」の表題をもつ伺書として記録さ
れている。藩当局から博奕を嚴重に取り締まるように
命令があつたのを契機に町奉行・寺社奉行・郡奉行・
目付等が、その取り締まり方法を検討して提案したの
である。

この提案は、博奕が露見した場合に、博奕犯や博奕
宿を貸した者に加えて、近隣の者や村役人、さらに村
人・町人等にも各家ごとに刑罰を科すことを、詳細に
立案したものである。つまり、その舞台となった村全

体に、連帯責任を追求しようのである。連帯責任
の範囲を、従来よりも広範に設定することにしたの
は、当時、博奕が頻発していたからであろう。村中に
連帯責任が及ぶことを規定することによって、博奕の
発生をあらかじめ村全体で防止させようという意図で
ある。

口上覚は、刑罰として溜入も採用している。そこで
長文ではあるが、その全文を次に示しておこう。⁽¹⁾

口上覚

今般博奕筋嚴重可取計旨被 仰出候ニ付而者、当
分之内左之通取計可申哉、

一博奕并かるた類、輕き賭之諸勝負宿いたし候も
のハ、吟味中入牢、打子之者ハ吟味中月代不相

成候事、

一博奕宿

敵之上百日過怠牢

但、女者

百五十日過怠牢

一宿之地主家主

過料五メ文

一宿之両隣五人組 過料三ノ文

但、在方ハ組頭五人組共同断

一宿之庄屋 過料三ノ文

町方組頭

一宿之村中 村過料

町中 町過料

軒別式百文も位

一博突打候者打 二百日溜入

一悪賽振候者 敵之上五十日

過怠牢

一手目博突打候者 敵之上百日

過怠牢

一輕賭之勝負いたし候者

百日溜入

一同断宿いたし候者

敵之上五十日

過怠牢

但、所役人并家主・地主とも、博突宿之半減

位ニ見込可相窺候事、

一身元之者など代人拵差出、或者本博突ニ而も、
式分・三分迄之賭錢ニ相成来候得共、以来ハ右
境嚴重ニ相分ケ、吟味詰可申事、

一溜入人足働之者出精之廉を以、日数ハ早メニ差
免候義も有之候得共、已後日数丈溜入之事、
一再犯之者ハ、一等重可相伺、たとへハ百日之
者ハ二百日と相心得可申事、

右之段、奉窺候、以上、

閏五月

町奉行共

寺祠奉行共

郡奉行共

御目付共

右のうち、溜入に処すべき者は、博突を打った者
と、軽い賭けの勝負をした者である。すなわち、溜入
を適用するのは、直接博突に手を染めた者に対してで

あり、博奕の宿を提供した者には敲と過怠牢を科そうとしており、溜入にはしていない。前述したが、従来は宮津藩では博奕の宿を提供した者にもその刑罰として溜入を科していた。つまり、この慶応元年閏五月の案ではそれを改正して、溜入は博奕を打った者だけに科す刑罰にしようとしているのである。ここでは、溜に收容する期間は、博奕の程度を通常のものと同いものとの二種に大別したうえで、百日と二百日にした。

溜入の前科がある者が再犯となった場合には、一等重くする―すなわち百日の場合は二百日にすること―を提案している。これにより、博奕に関する溜入の收容期間は、百日を単位に一等と考えていたことが窺われる。

なお、従来は溜の收容者が勤勉に労働に服した場合、規定していた拘禁日数よりも早く赦免していたようである。それは、「口上覚」の第十三条の「溜入人足働之者出精之廉を以、日数^ル早メニ差免候義も有之候得共」から明らかである。溜入という刑罰の目的

は、勤勞意欲を身につけさせて教化・改善し、社会復帰をめざすものであったから、勤勉に労働に従事した場合には、その目的を達成したのであり、その時点をもって赦免したのであった。

しかし、この文言に続いて「已後日数丈溜入之事」とある。つまり、收容年限滿了以前の赦免は、この慶応元年閏五月をもって廃止にしようとしているのである。この廃止が実現するならば、何よりも人心の改善を目的としていた溜入という刑罰が、その目的を労役に変化させることになる。これは溜入という刑罰の、本質を変えるものといえる。結局、收容年限滿了以前の赦免は廃止となり、收容期間が滿了すると、その者の入所中の生活態度を審査して、改善が認められたならば出所、一向に改心せず不届きな行状が見られるならば出所を延期することになった。⁽²⁾

ところで、同年八月九日に、博奕に関する一つの判決が示された。これは今後、判例として導入することになった。それは、与射郡波路村の者が、博奕宿を貸

したことを咎められた一件である。この際にも溜入が見られる。左記の通りである。⁽³⁾

博奕御嚴重之事ニ相成、波路村宿主有之、御載許

被 仰付候、左ニ

百日入牢五十杖た、き人

宿主

百日溜入

連中之者

過料壹貫五百文宛

隣家五人組

〃 壹貫五百文

役人

〃 百文宛

村中軒別

右は御触ニは無之候得共、已後手本ニ相成候事

故、心得違無之処、村中末々迄申論候事、

溜入は博奕を打った本人に、百日の溜入として適用することにしている。ここでも、その処罰のなかで、博奕を打った本人を溜入にした点は、留意すべきであろう。そして、百日の溜入とは、すなわち軽い博奕を打った者に対する措置である。つまり、この判例は、

軽い博奕を打った者がいた場合、その近隣の者、村役人、その他の村の各戸ごとなど、すなわち村全体に対する連帯責任としての刑罰を明文化したものである。

実は、前述の口上覚では、軽い博奕を打った者については百日の溜入、その際に宿を貸した者に対しては、敲と五十日の過怠牢を提案していた。村役人や家主・地主などについては、博奕宿の半分くらいにしてはどうかと述べるに留まり、具体的な刑罰の設定は後日の課題としていた。この保留事項を決定したのが、右の判例なのである。

しかしながら、判例に見られる博奕宿と村全体に対する刑罰は、口上覚における当該部分についての提案と比較すると、明らかに相違が確認できる。実は判例で新たに決定した処罰とは、口上覚に明記した通常の博奕宿および連帯責任としての刑罰を指標にして決定したものである。そこで、口上覚の通常の博奕の際の一連の刑罰と、判例の博奕宿はじめ博奕犯・村民

に対する刑罰とを、ここに比較してみよう。

	口上覚	判例
博奕宿	敵之上百日過怠牢	百日入牢五十杖た、き入
博奕犯	二百日溜入	百日溜入
隣家五人組	過料三ノ文	過料一ノ五百文
役人	過料三ノ文	過料一ノ五百文
村軒別	過料二百文位	過料百文宛

判例は、軽い博奕を打った者に宿を貸した者には、通常の博奕宿と同じ百日間、牢に収監すること、換言すれば博奕宿についてはその博奕の程度に関わらず同じ期間牢に収監すること、および敵の回数を五十回と具体的に決定した。連帯責任をとる五人組や村役人、村民各戸ごとの過料の額は、いずれも判例は口上覚の半分である。これは、口上覚では軽い博奕を打った者の刑罰は、通常の博奕を打った者の半分の日数の溜入として設定していたので、連帯責任の場合としての刑罰も、それに準じて整えたのであろう。

以上から考えると、本節冒頭の口上覚は提案という体裁で現存しているが、実際に採用されたとみなしてよからう。そして判例は、口上覚においてはおおまかな提案に留めて詳細な決定を保留していた軽い博奕に対する村全体の連帯責任としての刑罰を、既に口上覚で具体的に決めていた通常の博奕に対する一連の刑罰と対応しつつ、改正・整備したものであったことが確認できた。

(1) 京都府立総合資料館所蔵、宮津藩政記録八〇、文久四ノ元「諸伺支配願書留」。

(2) これ以後の「臨時留」(京都府立総合資料館所蔵、宮津藩政記録、架号七九(マイクフィルムNo 0261)には、溜入の者を赦免した記事および赦免を見合わせた申渡がみられる。例えば、慶応元年十二月四日の申渡では、岩屋村の幸右衛門等に対しては「其方儀、溜入人足働差免、以後心躰相改、農業出精可致候」と、溜からの出所を認め、以後改心して農業に専念するように通達している。しかしながら、弓木村の喜七と上山田村の新三郎には、「其方

儀、溜入人足働可差免処、溜入中心得方不宜趣相聞候ニ付、御免沙汰ニ不及候」と、釈放を認めなかった。

(3) 京都府立丹後郷土資料館、西原家文書・元治二丑年「雑書集」七、架号西原利夫文書資料・近世E村(行財政) 13。当該史料は年記を欠くが、同じ内容の史料が同家文書の文久三年(一八六三)九月吉日「御用帳」の慶応元年八月九日の条「架号西原利夫文書資料・近世E村(行財政)」5に収載してあるので、史料の作成年次はこれを元にした。

おわりに

以上、宮津藩の溜入について、その変遷を追ってみた。宮津藩の溜入は、文化十四年に藩儒沢辺北溟によつて創設され、嘉永年間に一時中断するものの、安政年間には復活し、以後、幕末まで続いた。天保年間においては、宮津藩の溜入が効果をあげていた点が、他藩から注目されるほどであり、その充実ぶりが窺われた。

その後、明治元年(一八六八)十月朔日に明治政府

は諸藩に、追放刑にかわり徒刑の採用を奨励する⁽¹⁾。これに伴い、宮津藩においては溜入という刑罰にかわり、徒刑が用いられるようになる。徒刑を採用した事例は、明治初頭の宮津藩および宮津藩領内の刑事関係史料を繙くと、実に枚挙に暇ないほどの事例が確認できる⁽²⁾。この時期には、博奕犯と盗犯に対する徒刑が目立つ。

既に藩政時代に溜入を採用していた宮津藩は、明治政府が奨励する徒刑の採用をうけて、旧藩時代の溜入の制度を基礎としつつ実施した。例えば、明治二年(一八六九)四月十三日に制定した博奕犯についての刑罰の取り決めは、本稿4で示した安政二年「口上覚」と極似しており、これを基にして作成したことが明らかである⁽³⁾。そして徒刑囚の拘禁場所についても、「徒刑人者、是迄之溜小屋御取建てニ相成」とあるように、溜小屋に収容したのである⁽⁴⁾。

明治初頭の宮津藩における徒刑の実態に関しては、今後詳細に検討してみたい。さらに、今回明らかにし

た溜入については、冒頭で前述したように、現在のところは史料的な制約があつたので、この点が解消され次第、再度検討を試みたいと思う。

(1) 『明治年間法令全書』第一卷(昭和四十九年、原書房三四二―三頁。『法規分類大全』第五四卷 刑法門「1」(昭和五十五年、原書房)二頁。なお、明治元年「御布告留」(京都府立総合資料館所蔵、宮津藩政記録、架号・二七)の十一月の記事として、新しい刑法ができるまでの間の刑罰について指示した布告が収載してある。ここに徒刑について、「徒刑は土地の便置ニヨリ、各制ヲ可立事ニ付、府藩縣共其見込従ヒ、当分取計置可申(下略)」とある。

(2) 明治初頭における宮津藩の徒刑に関する史料は、已(明治二年)六月「盜致候もの吟味書(平左衛門一件)」(京都府立総合資料館所蔵、宮津藩政記録、架号一・九)や、明治二年八月「盜致候者吟味書」(右同、架号一二〇)をはじめ、多数存する。

(3) (4) 明治二年四月十三日「博奕および盜みにつき御咎定案の件」(京都府立総合資料館所蔵、宮津藩政記録、架号一三七(マイクロフィルムNo 0263))。

付記 本稿作成の為の史料調査の折、宮津市教育委員会事務局文化振興室の辰巳幸司氏、京都府立丹後郷土資料館資料課の伊藤太氏、京都府立総合資料館歴史資料課の小森浩一氏と山田洋一氏、東京大学法学部法制史資料室の口石久美子氏にたいへんお世話になった。末筆ながら、ここに深謝を表する次第である。